

## 長寿社会政策推進庁内連絡会議設置要綱

### (目的)

第1条 埼玉県高齢者支援計画を推進し、市町村における高齢者保健福祉政策の円滑な実施を支援するため、庁内の長寿社会政策に係る情報交換や意見調整等を行う長寿社会政策推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 埼玉県高齢者支援計画の進捗状況
- (2) 効率的な高齢者サービスの企画・立案
- (3) 市町村が実施する高齢者保健福祉施策への必要な指導、助言
- (4) 長寿社会政策に関する情報交換・意見調整
- (5) その他目的達成に必要な事項

### (組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

### (会議)

第4条 連絡会議には議長を置く。

- 2 議長は、地域包括ケア局長の職にある者とする。
- 3 連絡会議は、議長が招集し、主宰する。
- 4 議長は、協議すべき事項を踏まえ、一部の委員のみを招集し、会議を開催することができる。
- 5 議長は必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

### (庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 10 月 10 日から施行する。

## 別 表

## 長寿社会政策推進庁内連絡会議委員

部 局 名	職 名
企画財政部	交通政策課長
総務部	管財課長
県民生活部	県民広聴課長、共助社会づくり課長、文化振興課長、 スポーツ振興課長、消費生活課長、防犯・交通安全課長
環境部	エネルギー環境課長
福祉部	地域包括ケア局長、福祉政策課長、社会福祉課長、 地域包括ケア課長、高齢者福祉課長、障害者福祉推進課長、 福祉監査課長
保健医療部	保健医療政策課長、感染症対策課長、国保医療課長 医療整備課長、医療人材課長、健康長寿課長、 疾病対策課長、薬務課長
産業労働部	人材活躍推進課長、多様な働き方推進課長、 産業人材育成課長
県土整備部	道路街路課長、道路環境課長
都市整備部	住宅課長
教育局	生涯学習推進課長、人権教育課長
警察本部	生活安全総務課長、交通総務課長、交通規制課長
合 計	34課 35委員